

第1511号

AFN-1511

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

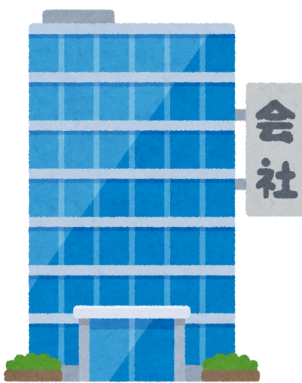
2024年 4/22 (月)

『令和6年度税制改正(16) 外形標準課税の対象法人見直し』

今回の改正では、外形標準課税の適用対象法人のあり方について制度的な見直しが行われた。平成16年の導入時に比べて対象法人が約3分の2まで減少しているのは、資本金1億円以下への減資が主な要因であるが、財務会計上、項目間で単に資本金を資本剰余金に振り替える減資を行う事例がある。また、組織再編等の際に子会社の資本金を1億円以下に設定することで、課税の対象範囲が縮小する事例も生じている。まず減資への対応として、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が

資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には対象法人とすることとなった。

加えて、親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子会社のうち、資本金が1億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは対象法人となる。なお、本税制の公布日以後に100%子法人等がその100%親法人等に対し資本剰余金から配当を行った場合、配当額は上記の2億円超の判定に含まれる。今後の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討するとされている。



『スタートアップに支援拠点設置 融資制度も拡充—日本公庫』

日本政策金融公庫はこのほど、ベンチャーキャピタルや民間金融機関などの支援機関と連携しつつ、シード・アーリー期のスタートアップに対する融資相談にきめ細かく対応するため、東京、名古屋、大阪、福岡の4都市に支援拠点(スタートアップサポートプラザ)を設ける。政府における、スタートアップへの投資額を10倍にする目標や、将来においてユニコーンを100社、スタートアップを10万社創出することで、日本がアジア最大のスタートアップハブおよび集積地を目指していることに呼応したもの。

さらに日本公庫は、これまでのスタートアップに向けた各種融資制度による資金支援を拡充する。例えば、小規模事業者向けとして、税務申告を2期終えていない事業者の無担保・無保証人での新規開業資金としての融資限度額を、3千万円から7千2百万円に引き上げる。運転資金の返済期間も7年から10年に拡張。また、中小企業向けとして、スタートアップ支援資金の融資限度額14.4億円を20.0億円に引き上げる。JStartupプログラム選定先における日本公庫の取引割合も約7割に達しており、同公庫は今後も積極的なスタートアップ創出支援の展開を予定している。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com